

広島県告示第四百十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

平成二十九年八月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
有限会社栗原調剤薬局	尾道市栗原西二丁目九―一二	平成二十九年三月一日
幸田医院	江田島市大柿町柿浦二〇七六―八	平成二十九年一月九日
ひよこ薬局	江田島市大柿町柿浦二〇五六―五	平成二十九年三月一日
檜垣外科医院	安芸郡海田町南堀川町一―五	平成二十九年三月一日